

ご意見の要旨と本市の考え方について（3件）

事項	連番	意見（整理又は要約したもの）	意見件数	本市の考え方
別表 保育利用調整基準 （２）調整指数表	No.1	【企業主導型保育事業を利用中であることの加点】 私は、将来的な認可保育施設への入所選考における有償利用加点を見越し、令和8年9月からの利用に向けて既に企業主導型保育施設（地域枠）との契約を完了させています。 今回の改正案は、無償化の開始（9月）とほぼ同時の8月中旬に正式決定されるスケジュールとなっており、すでに契約を済ませている保護者にとっては、選考戦略の変更や見直しを行う猶予が全くありません。加点があることを前提に利用決定・契約を行った当事者に対する配慮が欠けていると感じます。 つきましては、改正案の適用にあたり、「本改正の発表前に既に利用契約を締結している者」に対する経過措置（旧ルールの加点適用等）を設けていただくよう、強く要望します。	1	企業主導型保育事業の利用に伴う加点の廃止は、企業主導型保育事業をこれから利用しようとしている保護者にとって不利になるおそれがあることから、もとより一定の経過措置が必要と考えています。 そのため、意見公募時の資料「改正内容一覧（案）」（資料3）の項番7において、「令和9年4月一斉入所に係る利用調整においても、市長が指定する日（1次調整の申込期限の日とする予定）において企業主導型保育事業の利用を開始している場合は、経過措置の対象とする。」としています。
別表 保育利用調整基準 （２）調整指数表	No.2	【企業主導型保育事業の卒園に際しての加点】 私自身がそうなのですが、上の子を企業型保育事業に通わせていて、現在下の子の育休中です。今通っているところは年度末で卒園となるため、来年度、認可保育施設に転所させる必要があります。ただ、3歳児クラスの募集はどこ施設も少ないのが現状です。 調整指数表の地域型保育事業の卒園児の加点6点は、育児休業中かどうかは関係ないかと思います。下の子の育休中の場合、企業型保育事業に通わせているか、地域型保育事業に通わせているかで、加点の有無に差が出るため、不公平さを感じます。 今回、企業型保育事業の無償化に伴い利用調整上の加点を変更するのであれば、地域型保育事業の加点のされ方と同等にする、もしくは加点のされ方の差を縮めることを希望します。例えば、きょうだいの育休中の場合であれば加点の対象となるなど。	1	企業主導型保育事業側の利用定員等の状況により企業主導型保育事業の利用終了予定となる児童については、今般の大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付事業における企業主導型保育事業の位置づけを踏まえ、保育の継続性にむけた一定の取扱いが必要であると考えています。 そのため、意見公募時の資料「改正内容一覧（案）」の項番5において、企業主導型保育事業を実施する施設の多くが保育対象を2歳児までとしている実態を踏まえ、利用中の加点の廃止に代わって保育の継続性の観点から加点（＋5）を新設することとし、企業主導型保育事業における利用定員設定等の事情により利用終了に伴う利用申込みをその対象とする。」としています。 このため、地域型保育事業の卒園に伴う加点（＋6）との差は、実質的に現行基準に基づく加点（＋5）と同等のまま維持されることになります。
別表 保育利用調整基準 （２）調整指数表	No.3	【企業主導型保育事業を利用中であることの加点】 改正内容一覧（案）の項番7について、令和9年度一斉申し込みについては、企業主導型保育事業の加点についても、経過措置をとって頂けるとのことで、安心いたしました。 【企業主導型保育事業の卒園に際しての加点】 項番5の新設も今後入られる方や継続される方には安心材料と思います。	1	ご意見に沿って、意見公募時の案「改正内容一覧（案）」（今回の資料3）のとおり改正することとします。